

## 企業の資本構成是正に資するための 配当課税の改正等についての要望

証券取引審議会 (36. 10. 20)

証券取引審議会では、10月4日および20日の2回にわたり、37年度の税制改正の動きとも関連して、今後の配当軽減措置について検討を加えたが、同20日付で、「企業の資本構成是正に資するための配当課税の改正等についての要望」をとりまとめ、水田大蔵大臣に提出した。

要望の内容は次のとおりであるが、これは、基本的には昨年6月22日に発表の「増資の促進について」の意見書で提案した、①配当支払段階では、支払配当控除方式(全額損金算入)を採用し、同時に「支払配当所得税」を設けて、配当控除、法人間配当益金不算入の廃止による税負担の激変を緩和する、②受取段階では、当面、配当と利子との課税上の権衡を考慮して源泉選択課税を行なう、また、③支払配当控除方式の採用が遅れる場合のつなぎとして、増資免税措置を採用するを骨子とした税制上の増資促進策の趣旨が改めて再確認され、あわせて、新たに、零細投資者の税負担を緩和する措置が、幾つか提案されている。

配当課税の今後の在り方については、先に大蔵省が、いわゆる配当軽減措置の効果についてアンケートを行なっており(本業報第143号および第144号参照)、また、税制調査会においても検討が加えられているが、37年度の税制改正においては、特に配当課税について改正は加えられない模様である。

なお、証券取引審議会では、今後、証券投資信託の問題について審議する予定となっている。

### 企業の資本構成是正に資するための 配当課税の改正等についての要望

証券取引審議会 36. 10. 20

わが国の経済発展の担い手である企業が増資を行なって自己資本を充実し、それによって自主的経営を確立し、景気変動に対する抵抗力を強化することは、わが国経済の長期にわたる安定した成長発展のために是非とも必要なことである。特にわが国の企業の資本構成は海外諸国に比べて悪く、しかもその傾向は年々顕著になりつつあるが、今後、貿易及び為

替の自由化に対処して、企業経営の基礎を堅固なものにするため、早急に資本構成の是正を図ることが緊要である。

このような事情にかえりみ当審議会は、昨年6月22日付で「増資の促進について」大蔵大臣に答申を行ない、その中で、「企業の株式資本の充実に資するため、配当に対する現行の課税方式を改めて、企業の支払配当はこれを全額損金に算入するとともに、利子と配当との課税上の権衡を図るための措置を講ずるよう」提案した。

その後、昭和36年度における税制改正により配当に対する法人税率が軽減され、また、資本充実法の改正により再評価積立金の資本組入れの促進措置が講ぜられ、企業の資本構成の是正のための増資の促進については一步前進をみたのであるが、その後の企業の資本構成をみると依然として借入金に対する依存度が高く、企業の自己資本比率はむしろ悪化している状況である。

以上の諸事情を勘案し、当審議会としては、この際一層増資を促進して企業の資本構成の是正を図ることが必要であると考えるので、さきの答申の趣旨を再確認し、つぎの諸措置が早急に実施されるよう要望する。

#### 1. 配当に対する基本的税制について

- (1) 配当に対する現行の税制を改め支払配当の全額を損金に算入すること
  - (2) 支払配当の全額損金算入に伴って配当控除、益金不算入制度を一挙に廃止すれば株主の手取額が激変するので、これを緩和するため、税制上所要の措置を講ずること。
  - (3) 現行税制では租税特別措置法及び国民貯蓄組合法により利子は配当よりも優遇されているが、このような利子と配当との課税上の不均衡を是正する措置を講ずること。
- #### 2. 配当に対する課税上の経過措置について

上記のような基本的税制の実施が万一遅れるような場合には少なくとも経過的に次のような措置を講ずるよう要望する

- (1) 配当に対する法人税率の軽減を一層推し進めるとともに法人税率の軽減に見合う配当控除、益金不算入割合の縮小は投資家に対する影響を考慮して極力これをくり延べること。
- (2) 零細貯蓄を優遇する見地から株式投資信託及び株式配当について少額免税の措置を講ずること。

なお、公社債投資信託の配当は実質的には利子であるから、現在利子に与えられていると同様の少額免税措置を早急に講ずるよう要望する。